

豊かな海づくりに資する 森林の適切な管理の在り方について

- 豊かな漁場形成に資する
森林の役割について



三重県農林水産部治山林道課

森林の働き

➤ 森林は多くの**公益的機能を有しており**、私たちの生活に深くかかわっている。

◎主な公益的機能

- 水源かん養機能：洪水緩和、河川流量維持、水質浄化
- 山地災害防止機能・土壌保全機能：土壌侵食防止、土砂流出や崩壊の防止
- 生物多様性保全機能：多様な生物の生育、生息の場の提供
- 保健・レクリエーション機能：安らぎや癒し、行楽、スポーツの場の提供

➤ 一方、無計画な立木伐採や森林の管理不足、開発に伴う森林以外への転用などにより、公益的機能が低下、消失する恐れがある。

➤ 江戸時代には、各藩において災害を防止するため、水源山などを独自に保護していたが、明治に入り、民有林での伐採が自由となったことから、無秩序な伐採が繰り返され、その結果、森林が著しく荒廃し災害が多発した。

規制により公益的機能を保全

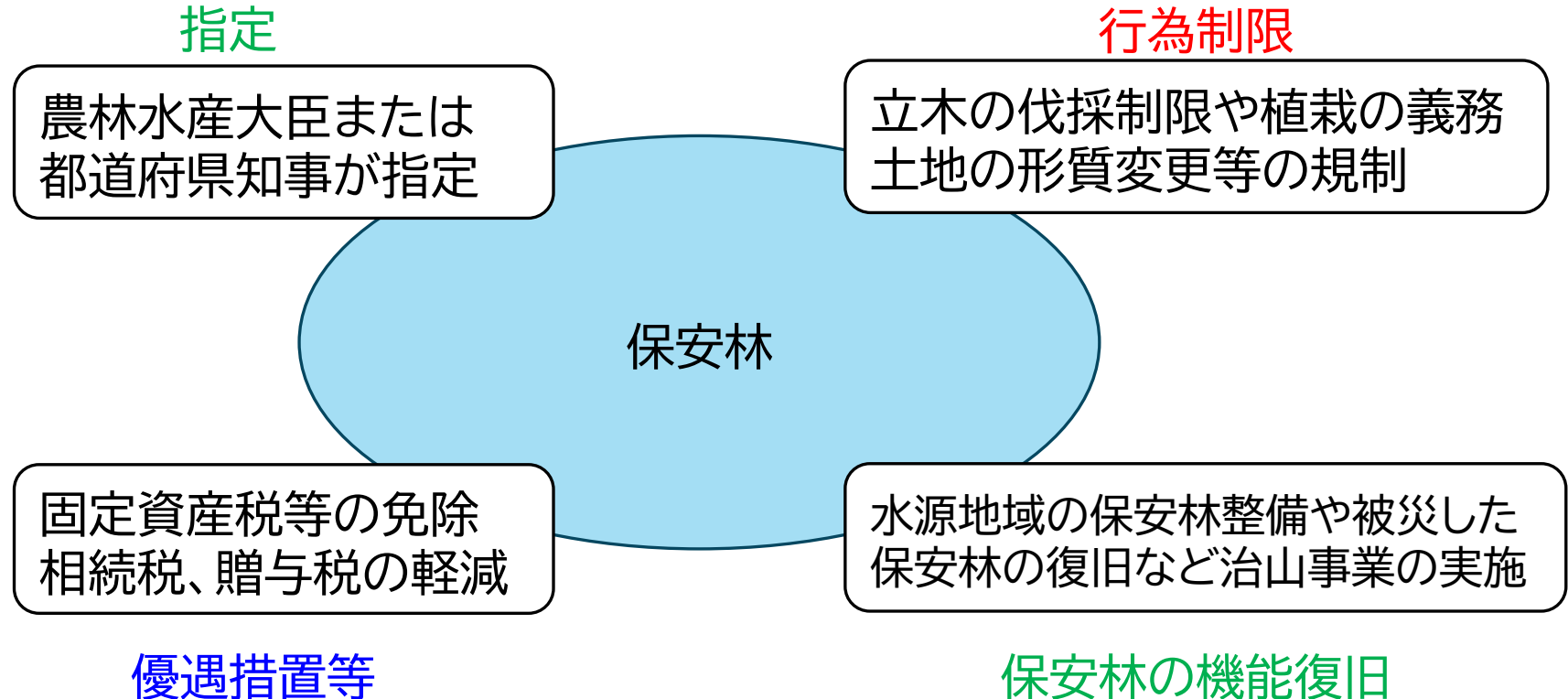
【保安林制度の創設】(明治30年)

- 森林が有する、水源の涵養、災害の防備、生活環境の保全等の公共目的を達成するため、特にこれらの機能を発揮する必要がある森林を、保安林として指定し、立木の伐採等、一定の行為について規制することにより、公益的機能の保全を図る。

保安林とは

- **森林が持つ公益的機能を発揮させる**ため、森林法に基づき指定された森林
- 立木の伐採や土地の形質変更等の行為を規制

◎保安林制度の体系



三重県における保安林の種類別面積（R7.3.31現在）

保安林の種類		指定面積 (ha)	割合 (%)
1	水源かん養保安林	80,157	64
2	土砂流出防備保安林	43,129	34
3	土砂崩壊防備保安林	179	0.1
4	飛砂防備保安林	—	
5	防風保安林	172	0.1
6	水害防備保安林	—	
7	潮害防備保安林	6	0.0
8	干害防備保安林	20	0.0
9	防雪保安林	—	
10	防霧保安林	—	
11	なだれ防止保安林	—	
12	落石防止保安林	25	0.0
13	防火保安林	13	0.0
14	魚つき保安林	636	0.5
15	航行目標保安林	6	0.0
16	保健保安林	1406	1.1
17	風致保安林	79	0.1
合 計		125,829	

三重県の森林面積は372千ha
この内、保安林面積は125千haで
森林全体の**34%**を占めている。

保安林の種類別の面積割合

保安林種	三重県	全国
水源のかん養保安林	64%	75%
土砂流出防備保安林	34%	21%
魚つき保安林	0.5%	0.5%

魚つき保安林とは

◎指定の目的

「水面に対する森林の陰影の投影、魚類等に対する養分の供給、水質汚濁の防止等の作用により魚類の生息と繁殖を助ける。」

➤魚類の繁殖や生息環境を守ることを目的に、海岸や湖岸、河川の沿岸などに設けられた森林。

◎歴史的背景

- ・魚つき保安林の概念は、奈良時代や平安時代の文献にも記録があり、江戸時代には「魚付林」「網代山」などと呼ばれ、漁師たちにより伐採が禁じられていた。
- ・1897年(明治30年)制定の(旧)森林法により規定された保安林制度に基づき、指定が開始された。
- ・三重県では、明治35年～大正11年にかけて鳥羽湾から新鹿湾までの沿岸部に面する森林を魚つき保安林として指定している。

◎魚つき保安林の働き

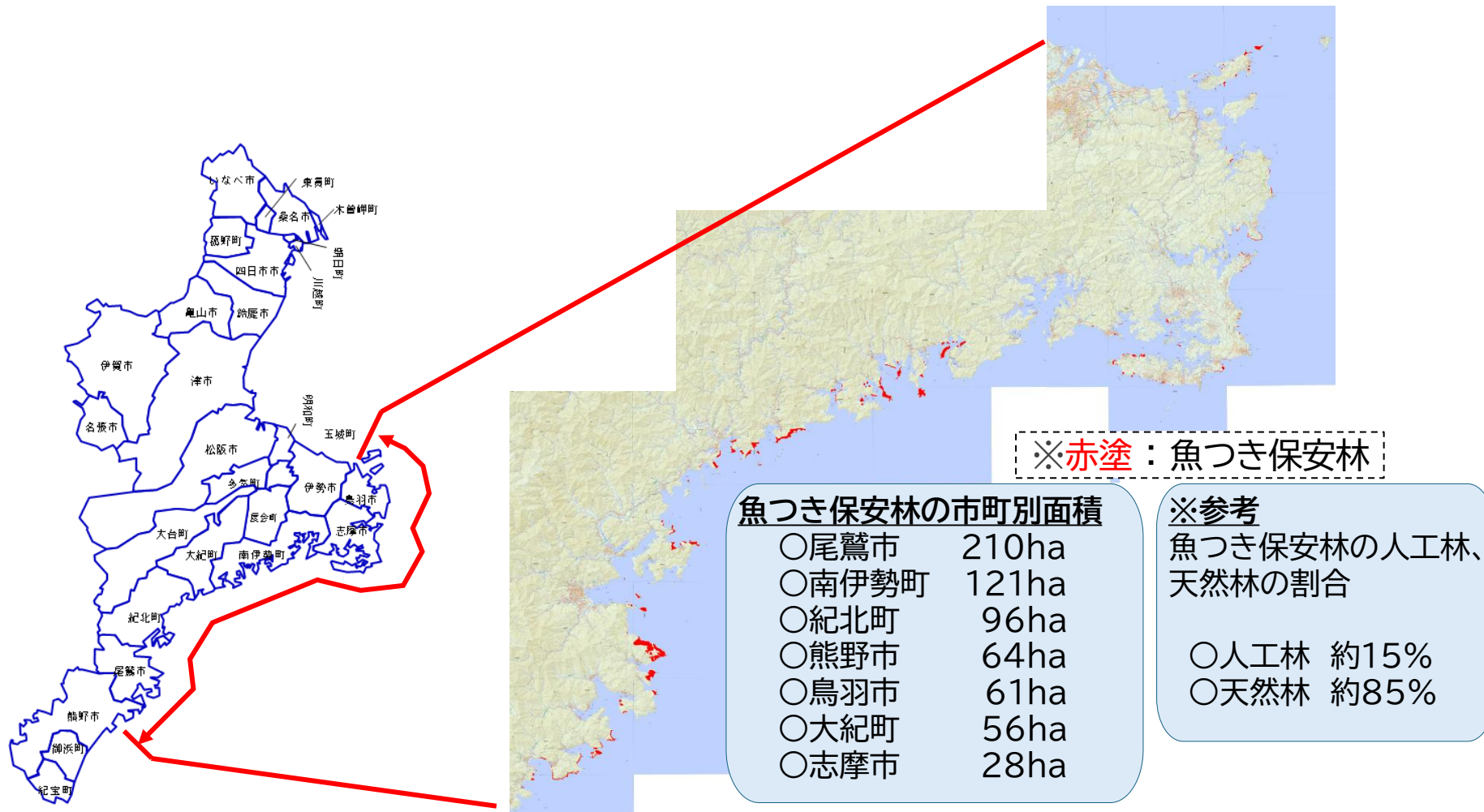
- ・地下水を通じ海や湖に栄養を供給し、プランクトンや海藻、小さな生物を育てる土台となる。
- ・水面に対する木陰は、水温の急激な変化を防ぎ、稚魚の成長に適した安定した環境を提供する。
- ・土砂の流出を防ぐことで、海水が清浄に保たれる。



豊かな漁場の形成

三重県の魚つき保安林

三重県では、明治35年～大正11年にかけて鳥羽湾から新鹿湾までの沿岸部に面する森林を魚つき保安林として指定している。



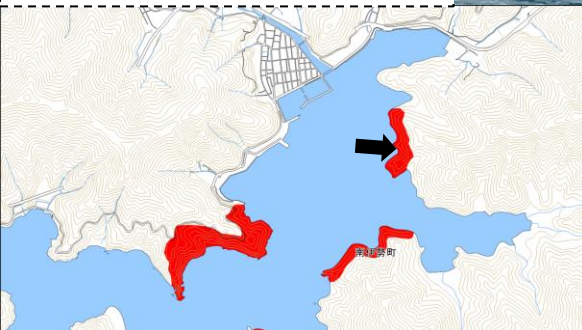
三重県の魚つき保安林（南伊勢町古和浦）

古和浦漁港

魚つき保安林



※赤塗：魚つき保安林

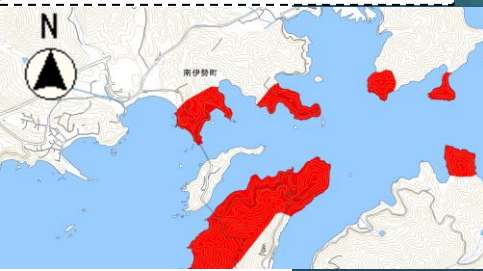


三重県の魚つき保安林（南伊勢町道方）

道方地区



※赤塗：魚つき保安林



魚つき保安林の保全

- 保安林に指定された森林では、保安林としての機能を維持するため、**指定施業要件**を定めている。

◎指定施業要件

- ・保安林としての機能を発揮するために必要な森林の取り扱い方法を定めたもの。
- ・伐採方法、伐採の限度、植栽方法について定めている。

○伐採方法

- 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては「禁伐」
- 海岸、湖沼等に面しない森林にあつては「伐採種を定めない(皆伐可能)」
- 上記以外の森林にあつては「択伐」

○三重県の魚つき保安林で行える伐採方法は、「択伐」

※択伐:保安林の立木材積の30%以内で伐採する方法

- 保安林内の立木を一度に全て伐採する「皆伐」を禁じることにより、魚つき保安林の機能を維持している。



◎魚つき保安林に指定することで、魚類が生息及び繁殖する環境の保全につながる。